

市立総合病院の 「外来展示」と「講演会」

外来展示

糖尿病食や糖尿病予防の資料を
展示します。

と き

11月4日(火) 5日(水)

9時30分～15時30分

ところ

第三内科、耳鼻科及び婦人科外
来待合ホール

講演会

と き

11月4日(火) 5日(水)

13時～14時

ところ

新館3階会議室

テーマと講師

4日(火)

『糖尿病と脳血管障害』

古澤 健一(第三内科医長)

『糖尿病と虚血性心疾患』

田澤 康明(第三内科部長)

5日(水)

『糖尿病と閉塞性動脈硬化症』

八代 均(第三内科部長)

『動脈硬化予防の食事』

根本 とし子(栄養科副技師長)

参加費・無料

問 市立総合病院第三内科外来

☎42 5370



食事の相談に応じるコーナー



お米を使ったヘルシーメニューの試食



たくさんの方が訪れました

健康秋田21計画 推進県民大会 けんこう屋台村 フォトスケッチ(10/5)



体力診断も行われました



パネルを使って体型をチェック!

国民健康保険の高額療養費制度と 高額療養費の貸付制度

(老人医療受給者はこの制度に該当しません)

病気やけがなどで、医療機関への支払いが1カ月に一定以上の額を超えたときは、申請によりその超えた分が後から支給されます。(ただし、保険税を納期内に納めていないと、高額療養費の給付が受けられない場合がありますので、保険税は必ず納めましょう)

高額療養費は申請しないと支給されません。
申請に必要なもの

- ① 国民健康保険証
- ② 医療機関からの領収書
- ③ 納税義務者(世帯主)名義の預金通帳(郵便局以外)

申請期限
対象となる月の自己負担額を医療機関に支払ってから2年以内
貸付制度
高額療養費は申請をしてから実際に支給を受けるまで、およそ2カ月かかります。そのため市では、「高額療養費に相当する額」の貸し付けを行っています。貸し付け申請されたかたには、申請してから2週間以内に支給されます。高額療養費の貸付制度には、次の3つの方法があります。

(通常の高額療養費より早く支給が受けられます)
貸し付け申請に必要なもの

- ①～③のほか
- ④ 納税義務者(世帯主)の印鑑登録証明書と印鑑
- 2 医療機関に支払う前の貸し付け(納税義務者(世帯主)に振り込みします)
- 貸し付け申請に必要なもの
- ①、③、④のほか
- ⑤ 医療機関からの請求書または診療報酬証明書(用紙は保険課にあります)
- ⑥ 保証人の印鑑登録証明書と印鑑
- 3 医療機関に支払う前の貸し付け(医療機関に直接振り込みします)

- ①、③、④、⑤のほか
- ⑦ 委任状(用紙は保険課にあります)
- ⑧ 医療機関に支払いした高額療養費差し引き後の自己負担額領収書

問 保険課

☎49 3111(内線242)

